

長 第 06100010 号  
令和元年6月10日

各和歌山県所管有料老人ホーム管理者  
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅代表者 } 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における安否確認又は  
状況把握の徹底について (依頼)

標記について、本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握 (以下、「安否確認等」という。) が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡り確認されない状態が継続された事案が発生したことを受けて、厚生労働省高齢者支援課長より別添のとおり通知がありました。

有料老人ホームにおいては、有料老人ホーム設置運営標準指導指針に基づき入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要です。

従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等の実施について徹底をお願いします。

また、サービス付き高齢者向け住宅においても状況把握サービスは必須となっているため、同様に安否確認等の実施について徹底をお願いします。

和歌山県長寿社会課  
介護サービス指導室 稲田  
TEL 073-441-2527  
FAX 073-441-2523